

よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果（抜粋）

III 指摘事項

当審査会では、事業者から提出された方法書及び資料について、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に照らし、その内容を専門的かつ科学的な視点から精査した。また、住民からは環境の保全の見地からの意見の提出は無かったが、環境影響評価を実施する地域を管轄する市長である豊中市長から提出された同見地からの意見にも配慮して検討した。

その結果、方法書の記載内容等は対象事業に係る環境影響評価を行う方法としては概ね妥当なものと考えるが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、下記のとおり環境の保全の見地からの意見をとりまとめた。

大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。

記

全般的事項

- (1) 本事業により周辺道路の交通量が大幅に増加することが見込まれることから、公共交通機関の利用促進など自動車使用を可能な限り抑制するとともに、駐車場の配置、その出入口の数や配置及び駐車場への引き込み動線や商業施設の搬入車両の荷捌き場所の配置などを具体的に検討したうえで、渋滞などの交通状況を交通シミュレーションを用いて検討し、交通計画をとりまとめること。
- (2) 工事期間中は、工事関係者の公共交通機関の利用促進や工事関係車両の効率的な運用などにより、自動車使用を可能な限り抑制するとともに、本事業計画地内の既存駐車場が解体されることから、周辺の駐車場を確保するなどの工事計画をとりまとめること。
- (3) これらの交通計画及び工事計画を基に、沿道の大気汚染、道路交通騒音などを予測するとともに、準備書に交通計画及び工事計画を具体的に記載すること。

気象

- (1) 事業計画地のある商業地域内の広場及び近隣の住居地域や公園など、ビル風の影響を特に配慮すべき場所があることから、このような場所を予め現地確認し、予測地点とすること。また、ビル風による環境への影響を最小限にとどめるよう建物の向き、隅切りや植栽等の対策を検討し、準備書に記載すること。